

はこだてトリエンナーレ開催補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、文化芸術の振興を図ることを目的として、はこだてトリエンナーレ開催補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となるものは、旅する芸術祭実行委員会（次条第1号において「実行委員会」という。）とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（次条において「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 実行委員会が開催するはこだてトリエンナーレおよび当該芸術祭と付随して開催するイベント等に要する経費
- (2) その他補助金の交付の目的を達成するために必要と認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金は、予算の範囲内において交付するものとし、補助の割合は、補助対象経費の2分の1以内とする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月13日から施行する。